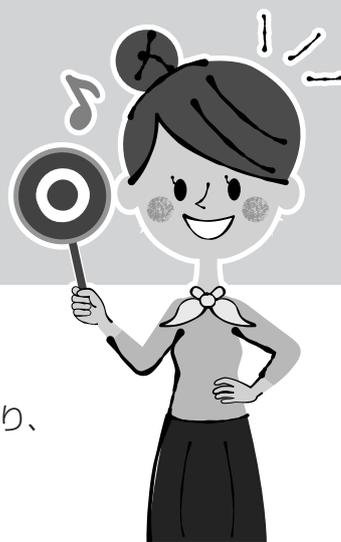


仕事は計画を立てて行うもの。それでは休暇は？

「仕事休もっ化計画」

10月は年次有給休暇取得促進期間です。



〈働いている皆さんへ〉

年次有給休暇の取得には、会社に申し出ることが必要です。

仕事は計画的に進めるあなた。年次有給休暇についても、職場と調和を図り、計画的に取得しましょう。

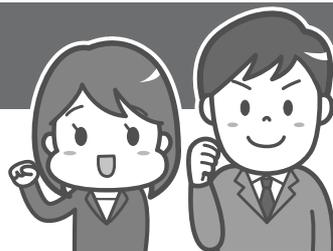
〈経営者の皆さんへ〉

来年(度)の事業計画を検討するに当たっては、従業員の年次有給休暇取得を考慮しましょう。また、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇の取得日を割り振ることができる制度(計画的付与制度)もあります。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

○お問い合わせ 高知労働局 雇用環境・均等室 ☎088-885-6041

就活応援 「面接対策」セミナー

ジョブカフェこうちにて11月10日(金)、就活応援としまして、面接が苦手な方向けの面接対策セミナーを開催します。自分のアピールポイントを知り、それを効果的に表現する方法を楽しく学びましょう。



【対象】39歳までの求職者および学生(高校生以上)の就職希望者(その他の方はお問い合わせください)

【日時】11月10日(金)午後1時～5時 【定員】15名(定員になり次第締切)

【場所】四万十市社会福祉センター(2階 研修室I) 〒787-0012 四万十市右山五月町8-3

【参加費】無料(要予約) 【服装・持ってくる物】スーツまたは制服で参加。筆記用具

【講師】山下加津子さん(コーチ・フォーカスタマーズ代表)

○お問い合わせ ジョブカフェこうち ☎088-802-2025 午前10時～午後7時(藤本・利谷^{りや})

標準営業約款普及登録促進月間

公益財団法人高知県生活衛生営業指導センターでは、11月1日(水)～30日(木)までを生活衛生関係営業に関する「標準営業約款普及登録促進月間」と定めて、標準営業約款制度の普及強化を行っています。この標準営業約款制度は、生活衛生関係営業のうち、理容業・美容業およびクリーニング業について、厚生労働大臣の認可を得て、「サービスの提供」「店舗の衛生・管理」および「事故による損害賠償」に関する重要事項を約款と定め、標準営業約款登録店舗には **S** マークの表示をすることで利用者に対して、安心・安全・清潔を提供していることをお知らせするとともに、この3業種の営業者には登録を行うよう呼びかけています。

○お問い合わせ ☎088-855-5100 (公財)高知県生活衛生営業指導センター
高知市はりやま町3丁目7番6号

